

(様式2)

第2次京丹後市スポーツ推進計画（案）の概要

1 趣旨について

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、精神的充足をもたらすものであり、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており、スポーツ基本法では「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とされています。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成27年10月にスポーツ庁を発足させ、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。同計画では、多面にわたるスポーツの価値を高め、広く国民に伝えていくために、スポーツについて、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという観点から説明を行い、「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に向けて取り組むことを基本方針としました。

本市では、「第1次京丹後市スポーツ推進計画」に掲げた施策「ライフステージに応じたスポーツ施策の推進」「スポーツ競技力の向上」「スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実」「スポーツを支える基盤の整備と交流の促進」を柱に、暮らしの中に「スポーツ文化」という視点を取り込み、スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を目指し、競技力の向上、観光との連携、健康づくりの推進に力を注ぎ、関係機関との連携を深めながら「スポーツ文化の都 京丹後市」の創造に努めてきました。

こうした取り組みを評価、検証し、更なる発展へとつなげるため、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興を推進し、年齢や性別を問わず、広く市民がその適性やライフステージに応じて参画できるスポーツ、また、障害のある方が、健常者と一緒に楽しく、気軽に参加できるスポーツを通じて、共生社会の充実を図るとともにグローバルな人材育成を目指し、国際大会等の開催など、中長期的な展望に立った「第2次京丹後市スポーツ推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「第2期スポーツ基本計画」とともに、京都府のスポーツ推進計画及び第2次京丹後市総合計画「基本計画」をはじめ、本市の関連計画との整合性を図り策定しています。

また、本市がスポーツ実施率の向上を目指し行った取り組みを継続・発展するとともに、年齢、性別を問わないスポーツの推進及び障害者スポーツへの取り組み、そして、健康増進のためのスポーツとスポーツを活用した観光の推進などスポーツ分野の施策を体系化し、目指す方向や取り組みの内容を具体的に示します。

3 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成39年度までの10年間の本市スポーツ推進の目標と目的達成のための方策を示すもので、今後は、本計画に示す内容に沿って施策を進めていきます。なお、本計画に基づく施策の実施状況や成果等は、適宜把握しながら、具体的目標の達成について検証し、5年後を目処に、計画の見直しを行う予定です。

4 基本理念

健康で暮らし続けるためのスポーツ活動、豊かな自然環境を活用したスポーツ観光の充実など、スポーツと健康そして観光が連携を図ることで、多面的なスポーツ施策の展開を図り、「市民と地域がキラリと『光り輝くまち』」を創造します。

5 計画の目標

本計画では、市民の誰もが、目的やライフステージに応じてスポーツに取り組むことができるスポーツ振興を目指すとともに、スポーツを通じて京丹後市のさらなる活性化を図ります。

(1) ライフステージに応じたスポーツ施策の推進

市民の誰もが、ライフステージに合わせ、気軽にスポーツに取り組むことのできる生涯スポーツの推進及び子どもがスポーツを楽しむための基盤をつくります。

(2) スポーツ競技力の向上

ジュニア選手の育成、活躍の場を確保するとともにスポーツ指導者の人材育成を図るなど、競技者と指導者の双方の育成を行い、スポーツ競技力の向上を目指します。

(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備・充実

市民のスポーツ・レクリエーション活動の場としてのスポーツ施設が果たすべき役割を再認識し、市民がスポーツに親しみやすい環境を整備します。

(4) スポーツ観光のまちづくり

市の地形、自然等を活かした各種スポーツイベントの実施やジオパークの魅力を活かしたアクティビティの場や機会を提供することで、スポーツと観光の連携をより深めたまちづくりを進めます。

6 施行期日について

平成30年4月1日から施行します。